

# 審査基準

平成28年1月14日作成

法令名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根拠条項：第22条
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法令の定め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：出発地を管轄する警察本部の生活環境課
問合せ先：熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110）
備考：